

第3章 納税について

1 納期

(1) 市税

税 目		納 期	
市 民 税	個 人	普通徴収	6月、8月、10月（各月末日）、12月は28日
		特別徴収	徴収月の翌月の10日まで（毎月）
	法 人	確定申告	事業年度終了2カ月以内
		中間申告	事業年度開始6カ月を経過した日から2カ月以内
固定資産税、都市計画税		5月、7月、9月、11月（各月末日）	
軽自動車税		5月末日	
市たばこ税		翌月末日まで（毎月）	
入湯税		徴収月の翌月の15日まで（毎月）	

※納期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

(2) 国民健康保険税

区 分	対 象	納 期
普通徴収	特別徴収以外の方	6月から翌年の3月まで（10期） ※4月から翌年3月までの12カ月分
特別徴収	65歳から74歳の方で、国民健康保険に加入している世帯主の方（ただし、下の※1から※2のすべてを満たす方）	《仮徴収》 所得が確定していないため、原則として4・6・8月は令和4年度の保険税をもとに算定した仮の保険税額として徴収します。 《本徴収》 確定した年間の保険税額から、4・6・8月分を除いた税額を、10・12・翌年2月の3回に振り分けて徴収します。

※1 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の方

※2 世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、介護保険料が特別徴収されている方で、国民健康保険税と介護保険料の合計が年金支給額の1/2を超えない場合

2 納付方法

軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、市・道民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、市役所及び各支所のほか、次に掲げる各金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでも納めることができます。

- 北海道信用金庫
- 北海道銀行
- 北陸銀行
- 北洋銀行
- 北海道労働金庫
- 北門信用金庫
- 北央信用組合
- 石狩市農業協同組合
- 北石狩農業協同組合
- 石狩湾漁業協同組合
- 道内のゆうちょ銀行（郵便局）^{※1}
- コンビニエンスストア^{※2}

※1 道外のゆうちょ銀行及び郵便局での納付

専用の納付書が必要となりますので、市役所納税課までご連絡ください（法人市民税については、道内のゆうちょ銀行（郵便局）のみ）。

※2 コンビニエンスストアでの納付

表面にバーコードが付いている納付書のみ、使用可能です。
（取り扱いできる店舗は、納付書裏面をご参照ください）。

※3 スマートフォン決済アプリによる納付

市税などのお支払い方法として、令和5年4月からスマートフォン決済も追加となりました。曜日や時間を気にすることなくお支払いができますが、専用の決済アプリの登録が必要です。

- PayPay請求書払い（ペイペイ）
- LINE Pay請求書支払い（ラインペイ）
- d払い請求書払い（ディー払い）
- au PAY請求書支払い（エーユーペイ）

※4 地方税統一QRコードを利用した納付

e L-QRが印字された納付書は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関の窓口での納付や対応のスマートフォン決済アプリからの納付が可能です。

また、スマートフォンやパソコンを利用して地方税共同機構の「地方税お支払いサイト外部リンク」からクレジットカードやインターネットバンキング等による納付も可能です。【対象税目 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）】

次の納付書はコンビニエンスストアでは納められません。

- 1枚の納付書が30万円を超える納付書
- コンビニエンスストア使用期限が過ぎた納付書
- 破損、汚損によりバーコードが読み取れない納付書
- 金額を書き換えた納付書

3 口座振替

一度口座振替の手続きをすると、各納期の最終日に自動的に口座から引き落とされるため、納め忘れや納付のために金融機関等へお出かけになる必要もなく、お忙しい方には特に便利です。手続きは簡単です。口座振替依頼書・通帳・届出印・納税通知書（当年度分）をお持ちの上、預金口座のある金融機関にお申し込みください。

振替できる税目	市・道民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
申 込 先	北海道信用金庫、北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、北門信用金庫、北央信用組合、石狩市農業協同組合、北石狩農業協同組合、石狩湾漁業協同組合、ゆうちょ銀行
必 要 な も の	口座振替依頼書、預貯金通帳、口座届出印、納税通知書
振 替 日	各期別納期限の日
申 込 期 限	各期別納期限1カ月前 （納期限の当月に申し込まれても間に合わない場合もあります。解約・変更も同様です。）

4 滞納

市税等を定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。滞納となった場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納めなければならない場合や、滞納処分を受ける場合がありますので、納期限内に納付してください。

（1）延滞金

市税等を納期限後に納付する場合には納期限の翌日から納付する日までの期間に応じて、税額に次の割合を乗じた延滞金がかかります。

期 間	平成21年1月1日から 平成21年12月31日まで	平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	令和3年1月1日から
延滞金（納期限の翌日から1カ月を経過した日以後）	14.6%	14.6%	特例基準割合* +7.3%	延滞金特例基準割合* +7.3%
延滞金（納期限の翌日から1カ月を経過する日まで）	4.5%	4.3%	特例基準割合* +1%	延滞金特例基準割合* +1%

※延滞金特例基準割合とは、平均貸付割合に、年1.0%を加算した割合

（2）滞納処分

市税等を滞納されたままですと、納期限までに納付された方との公平性を保つため、また大切な市税等を確保するため、滞納している方の財産（不動産、預貯金、給与、売掛金等）をやむを得ず差し押さえ、更にその財産を公売する等の滞納処分を行うこととなります。

5 還付

市税等について、過誤納金が発生した場合は、納めすぎた金額を納付された方にお返しします。これを還付といいます。

還付加算金

納め過ぎた税金については、次の割合を乗じた金額を加算されて還付される場合があります。還付加算金が増加される期間は過誤納金の発生事由等により異なります。

期 間	平成29年1月1日から 同年12月31日まで	平成30年1月1日から 令和2年12月31日まで	令和3年1月1日から 同年12月31日まで	令和4年1月1日から
還付加算金	1.7%	1.6%	1.0%	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)

※平均貸付割合とは、日本銀行が公表する前々年9月から前年8月における国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の平均。

6 納税相談 お問い合わせ先：納税課 納税担当（0133-72-3121）

市では、分割納付等の相談をお受けするとともに、休日や夜間でなければ市税や国民健康保険税の納付や相談をすることができない方のために、時間外窓口を開設していますので、早めにご連絡ください。

時間外納付・相談窓口開設

開設時間	毎月第4木曜日 17時15分から20時まで 毎月第4日曜日 10時から15時まで ※第4木曜日が祝日の場合は金曜日に開設します。 なお、諸事情により変更する場合がございます。 事前に市ホームページの確認やお電話にてお問い合わせください。
開設場所	市役所本庁舎1階 財政部納税課 ※厚田・浜益支所では時間外の窓口を開設していません。

7 不服申立て

市税の賦課決定または滞納処分について不服のある人は、市長に対して審査請求をすることができます。主な処分に対する審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
賦課の決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内
不動産等の差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内、 またはこの差押財産の公売期日等のいずれか早い日まで

8 減免

納税者が次の要件に該当する場合は、市税や国民健康保険税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、納期限までに申請書を提出してください。

税 目	主な要件	担 当
個人の市民税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けているとき 失業により収入がなく、生活が著しく困難となったとき 災害（火災・風水害等）を受けたとき 学生 	税務課市民税担当 0133-72-3119
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けているとき 災害（火災・風水害等）により、土地や家屋に被害を受けたとき 	税務課資産税担当 0133-72-3120 0133-72-6120
軽自動車税 （種別割）	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者またはその家族が所有する車で、障がい者自身が使用するとき、またはその家族がその障がい者のために使用するとき その構造が専ら身体に障がいのある方が使用するためのものとなっている車両 	税務課市民税担当 0133-72-3119
国民健康 保険税	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者または被保険者と生計を同じくする親族が、震災その他の災害により財産に大きな損失を被ったとき 被保険者の失業、退職、休廃業、負傷、疾病等により、収入が皆無、または著しく減少したことにより生活に困窮したとき 被保険者が生活保護を受けたとき 	国民健康保険課 賦課・資格担当 0133-72-3123